

平成 30 年度 第 2 回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

- 1 日時：平成 30 年 12 月 25 日（火）午後 2 時～
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）河野 東、白石則彦、遠山若枝、富田昌昭、新田治江、丸茂正樹、山際真理
（事務局）島田林務長、山本森林環境部次長、金子森林環境部技監、田中税務課総括課長補佐
保坂森林環境総務課長、村山みどり自然課長、増田森林整備課長、山田林業振興課長、
長池森林総合研究所主幹研究員、森林環境総務課企画担当（4名）

4 会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 森林環境保全基金事業の概要について
 - (2) 平成 29 年度事業の実績について
 - ・ 事業一覧
 - ・ 実施箇所一覧
 - ・ 事業実施箇所調書
 - (3) 基金の管理状況について
 - (4) その他
- 4 閉会

5 議事の概要

(1) 森林環境保全基金事業の概要について

委員長：

それでは議事に入りたいと思います。

次第の(1)番、森林環境保全基金の概要について議題にします。

事務局からこの件につきましてご説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料 1 により説明）

委員長：

ただいま事務局から森林環境保全の概要につきましてご説明をいただきました。

このことにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員：

この表の目標とか国費とかありますね。そこに神奈川県分負担金とありますが、これはなんで神奈川県ですか。

森林環境総務課長：

山梨県の東部地域、桂川流域ですが、これは神奈川県的主要な河川になります相模川の上流部に当たりまして、桂川流域の森林整備を行いますと、神奈川県利益にもなるということで、県と神奈川県の共同事業を行っており、神奈川県から負担金をいただいております。これは5年間で1億円。年間2千万ですが、こちらのお金もこの基金にいったん取り入れた上で森林整備に充てているというものです。ただ事業箇所は県内全域でなくて、あくまで桂川流域の森林を対象としております。

委員長：

ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員：

県政モニターの数というのはどのぐらいいるんですか。

森林環境総務課長：

県政モニターですね。約400人。正確に言いますと、この時の調査ですと397人です。

委員長：

実は間伐には補助金が付くんですけども、様々な間伐の補助制度というのがありまして、この補助率についてちょっとご説明いただけますか。10分の10になっている辺りですね。

森林整備課長：

資料1の裏のページのところに総事業費、国費等、そして森林環境税ということで、各事業について金額が載っていますけれども、このうち、上の方に記載のある森づくりの事業につきましては、今委員長が言われたとおり国からの補助金を一部使っています。国費等で基本的には51%、大体半分ぐらいが国の補助金の補助率になっておりまして、それにプラスして通常は都道府県の義務負担が17%ですので、国費と県の義務負担分で68%というのが普通の補助事業における補助率になっております。

この森林環境税を活用したこの事業につきましては、その残り32%分につきましてもこの基金を活用して補助するという構造になっておりまして、合計すると国が51%と県が49%の負担ということになります。プラスで通常は国の補助金では対象にならないような条件整備、例えば所有者の方にお話しに行き、この事業をやるに当たって協定を結ぶ必要がありますので、そういうお話しをさせていただきながらこの事業の実施を合意してもらうということとか、あるいは境界の明確化などの、そういった条件整備もこの事業では補助の対象としまして、その部分は県のこの基金から100%充てるということで、補助率としてはそういう感じになっております。

委員長：

どうもご丁寧な説明ありがとうございます。

10分の10ということの意味は、森林所有者の負担なしに間伐や森林整備ができる事業ということで、本来、所有者が一部負担をする事業も多いですが、この場合には所有者の負担ゼロということで、間伐をした後に直ちに皆伐をしてはいけないとか、そういうことに対する制限も一応付いております。それがこの森林環境税による森林整備の特徴というふうに言えると思います。この辺りが実はこの環境税の事業の一番考え方の中心を占める部分ですので、ご理解いただいた上で今後のいろいろなご意見をいただければというふうに思います。

初めての委員の方もいらっしゃいますけれども、ご意見あるいはご質問等ありませんでしょうか。

委員：

バイオマスの利用の促進とか、それから社会全体で支える仕組みの中で、目標の中の470組とか、教育機関とかありますけれど、この選び方はどんなふうに、自主的に手を挙げた所に中学校とか法人に補助しているのでしょうか。それともこちらの方で選んであげているのでしょうか。

林業振興課長：

470件につきましては、まず第1期の時の実績ベースで470件という数字を出しています。毎年、市町村や社会福祉法人などに要望調査を行い、要望が上がってきた所に補助をしています。

委員：

要望調査をされる時に、これは全部数字的に選ぶんですか、それとも枠を決めているんですか。

林業振興課長：

前年に要望調査をしまして、その要望金額について、必要な分を予算要求し、進めています。ただ、要望があっても、後で取り下げってしまうとか、多少の金額の前後は生じていますが、基本的には前年度の要望調査の金額をベースに予算計上して事業費枠を固めるというやり方をしています。

追加でご説明しますと、要望調査は出先の林務環境事務所が所管しています管内の小中学校、社会福祉法人等、全ての所に要望調査は掛けています。

委員長：

ほかにご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

委員：

質問なんですけれども、第2期の計画の取り組みの中で木質バイオマスの推進利用ということがあるんですが、計画が33年までの5年間計画ということで、ちょっとバイオマスを利用したエネルギーでとか、ガス化させていくエネルギー、民間の企業では今すごい取り組みが盛んに行われているので、こちらのところが少ないと言うか、内容がちょっと木づかい推進事業だけなのかなというふうにここでちょっと疑問に思ったところで、それが社会全体を支える仕組みに入ってくるのか。森の整備とエネルギーは、今すごく重要なところだと思うので、そのことをお聞きしたい。

林業振興課長：

この基金事業は、荒廃森林の整備を大前提とする事業です。バイオマスにつきましては、33年度までという話もありましたが、33年度で5年間の計画が全て終わりということではありません。また、この基金事業で、今やっているのがこの普及啓発の部分であって、それとは別に、県の事業として木の駅プロジェクトなどの別の事業を実施していますので、これしかしてないということではありません。あくまでも県民の皆さんからいただいた税で実施している事業として、普及啓発に使わせていただいております。

委員長：

ほかにご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

林務長：

先ほど委員長からご質問いただいた件で、今のご質問にも関係するんですけども、やはり県民の皆様、企業の皆様の貴重な税金を有効に使うことで、特に一番力を入れているのが森林の整備、間伐であります。これはなぜかと言うと、木材価格が低迷して、山村地域に人がいなくなっていて、放置される森林が増えてきた。天然の山ですとそのままで、力を発揮する時もありますけれども、人が植えた山というのは適正に手入れをしないと、間伐等を進めないと地面に光が届かなくて土砂が流出するとか、水源を涵養しなくなるとか、そういったことがありますので、それはもう個人ではできないことになってしまいました。そして国の補助制度は68%までは補助しますが、残り32%は森林所有者が負担しなければならない。でもそれはもう所有者がお金にならないと負担しませんので、そこで今全国で37県ほど、こういった社会全体で森林を守ってこのような運動を維持増進するという取り組みを進めているというところで、先ほど委員長からお話しがあったようなこの部分について重点的に進めているということです。

木材・木質バイオマスの利用促進についてですが、こちらにつきましても限られた税の財源を使う中で、現在の5か年間では、県産材を使う事業を進めることとしており、また5年が経ちますと、その使い道についてこうした場でご意見をいただきながら考えて行くといった形になります。

先ほどの机・椅子につきましても、要望が多かった場合などが考えられますが、こちらにつきましては補助率が2分の1となり、全額を補助しているわけではありません。ただし森林整備につきましては全額補助しているということもありますので、補足して説明させていただきます。

委員長：

ありがとうございます。

ほかにも、この議題(1)に関して、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

それでは議題(1)につきましては、大体皆さんにご理解いただいたということで、議題(2)の方に進めたいと思います。

議題の(2)ですが、平成29年度事業の実績について。事務局からご説明をお願いします。

(2) 平成 29 年度事業の実績について

事務局：

(森林環境総務課長から資料 2 により説明)

(森林整備課長、林業振興課長、みどり自然課長から資料 3、4 により説明)

委員長：

はい、ご説明ありがとうございました。

ただいまの資料 3、4 は特別な事業・箇所についての詳細な資料ですけれども、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員：

荒廃森林再生事業の実施箇所は、どのような基準で決められるのでしょうか。ちょっとこのグラフを見ると実施箇所が偏っているというか、どのような基準があるのかなと思っていたんですが。

森林整備課長：

基本的には林分が過密になっている所で、所有者の方の手入れが行き届いていないという所でありまして、立木の混み具合などについて一定の基準を設けており、まずその条件をクリアしているというのが一つあります。あとは基本的にはその事業実施主体が森林所有者の方とお話しをされて、事業実施箇所を決めていくということですので、場所としては、事業実施主体、森林所有者の方から要望が出て来ている所から、条件を満たしている所を選んで、予算の範囲内で事業を実施しているというところです。

ちょっと地域的にばらつきがあるのかもしれないですけども、実施箇所は条件が悪くて、所有者の方自身でやるのは難しいという所を中心に選んだ結果というのが実態になるかと思っています。

委員：

資料 4 の 18 ページですが、そこに事業の実施状況、導入後の感想というところに園長先生のお話でも、一番下の方ですけど、県産材の良さについては、『どこの木からどのようにできているという流れが分かれば、もっと身近に感じられると思う』という意見が出ていました。本当にそういうことがよく分かるような、これからも同じ教室をするにも、子どもにもよく分かるような説明をしてあげれば良いかと思いました。

林業振興課長：

この木が実際にどこから出ているかというのは、県産材ラベリング制度があり、生産履歴が全部分かることになっていますので、例えば納入する時に、この木はどこの山から出て来たものか、その辺りも伝えながら事業を実施するように心掛けていきたいと思えます。

委員：

やはり小さい子どものいる学校とか、教育というのは本当に肌で感じて分かることなので、話す言葉にもそういったことがよく分かるように伝えられれば良いと思いました。

委員：

質問ですが、資料4の写真を見ますと、ほとんどが切り捨て間伐みたいな状況の写真が出ているんですが、その理由というか、その方が再生にはよろしいのでしょうか。

森林整備課長：

一部には搬出をしている箇所もありますが、全体として切り捨てをしている所が多くなっているのは、道が通せないといったような立地条件が悪い所をこの事業の対象としているということでもあります。

委員長：

この荒廃森林の事業では、いわゆる搬出が間伐の事業の積算に入っていないということですよ。つまり森林の間伐を優先するので、材の利用とか、所有者への利益の還元ということは、事業の趣旨の優先度がちょっと下がるというような、そういう考え方でできているという理解でよろしいですよ。

森林整備課長：

そうですね。ただ先ほど申したように、一部では搬出間伐、できるところはやってもらうことにしております、それで搬出した分はその補助額を下げるというようなことで、その分たくさん面積が間伐できるようにというふうに思っております。

委員：

私も森林の間伐をずっとやっていたことがあるんですけども、やっぱり間伐しても持ち出すことができないということで、何年も掛かって大きくなったケヤキとかヒノキをそのまま放置しておくことがすごくもったいないような気がしたんですけども、その再生利用という、それも森林整備の一つじゃないかなというように思うんですけど。森林組合にお願いするのであれば、できるだけ外に持ち出して再生利用できるような方法も一つ考えてもらうべきじゃないのかなというふうに思うんですけど、確かに運び出すのも大変です。道も狭いし、労力も必要だし、大きな車も入らない所をかなりやっていた。でもそれを見ていて、やっぱり山の中に森林を切ったものがそのまま残っているということ自体が、半分森林整備の力を残しているような気がするんですけども、いかがでしょうか。

森林整備課長：

おっしゃるとおりでありまして、森林資源として活用していくという面も重要でありますし、それも森林整備の一つとして捉えています。森林整備に対する支援ですけれども、この森林環境税を使った事業以外でも、森林所有者の方に一部ご負担をいただきながら実施しているものがあります。そうした箇所につきましては、基本的には道を整備しながら、できるだけ機械化を図りつつ効率化して、低コストで木材を伐採して搬出することで、森林に手を入れながらその木材の活用も進めるということを進めています。

森林の立地条件というのが、道のすぐそばの場所から、道が全然まだ付けられないような山奥の所までいろいろな箇所がありますので、その箇所に応じていろいろな事業で支援をして森林整備を進めるというような考え方です。

林務長：

先ほどからのご意見ですけれども、この事業は20年間で1万9千ヘクタールの荒廃した森林の間伐をするのが主な目的でありますので、出せる所は出してもいいんですが、基本は切り捨て間伐です。

なぜなら、資金を掛けずに切り捨てて、できるだけ間伐を増やしたいということなんです。これまでもこの委員会で、もっと木を使うようなものを入れたらいいんじゃないかといったご意見がありましたけれども、間伐面積については、おおむね計画どおり進めている、とはいいまして86%ぐらい。基金自体は有効に活用させていただいていますけれども、あまり面積が伸びないのは人件費が高騰したりとか、獣害対策にもものすごい経費が掛かったりということがありましたので、少し計画よりも落ちているんですね。ですからこれはこれからまだ3期、4期と20年やっていく中では、人が入れないような所で混んでしまっているというような所をできるだけ切り捨てる。切り捨て間伐をして、地面に太陽の光が当たるようにするというのが目的ですので、説明したとおりの木材を利用するというのはまた別の方の事業で補助等がありますので、そちらで考える。こちらはここに木が散らばっている写真がありますけれども、こうやって切り捨てて、面積を確保していくというのを見せているのが基本であります。

委員：

予算とか全然考えないで言っているんですけど、そういう切り倒したものでチップ状にして、もっと楽にできるとか、そんなことはできないものではないかな。

林務長：

非常に奥地になりますので、こういった場所では木を出すことにお金が掛かってしまう。そして木を持ち出して売れるような物については売りますが、そういうものにも補助を付けたりしていますけれども、そもそもこういう所で出してチップ状にするにしても、チップというのは非常に値段が安いものだから、返って赤字になってしまうということが多いので、基本的には出さない。出せないような条件の悪い所でこういった事業を進めているということが前提にはあります。

委員：

自分のところは林業をしていますけれども、写真で見るときれいに見えるんですけど、荒廃森林を再生しているということで、建築用材にはなりにくい木。それを山から出して使うということになれば、ものすごい赤字となります。自分もそういう仕事をしていますのでよく分かるんですけど、チップの値段で4トン車トラック1台持って行って2万円から2万5千円ぐらい。ということは、そこへ道を入れる、機械を入れる、運転手が付くというような、いろんなことをやれば、ものすごい赤字が出てくる。それでは山に置いといた方がいいと。道付きになっていけばまた考えようがあるとは思いますが、全体的に荒廃森林を再生しているということの観点の中においては、これもやむを得ないんだなというところだと思います。何しろ材価が安いということと、また銘木ではないから、その分放置するしか今のところはやりようがないのではと思います。

委員長：

私から一つちょっとお伺いしたいんですけども。

森林体験活動支援事業の資料の4の最後のページに、抽出箇所3で、上野原小学校林、16回活動したというふうになっているんですが、これは子どもたちが入れ替わりながらやったということなのか。

それとも同じ子どもたちが例えば 8 回とか 4 回とかというふうに違うメニューで活動したというのか。どんな中身だったか、もし分かったら教えていただけますか。

みどり自然課長：

こちらの上野原小学校ですが、これは 1 年生から 6 年生全員が作業 1 回活動したということです。だから 492 人というのは 1 年生から 6 年生の人数ということです。

すみません。16 回をやって全員で、492 人が一応全員。

委員長：

子どもたちは大体みんな 1 回ずつ参加したということなんですね。クラス単位とか、そういう感じで 16 回やったのですか。

みどり自然課長：

クラス単位で 16 回実施して、492 人になります。

委員長：

分かりました。ありがとうございました。

委員：

現場見学会で 9 名とかありましたね、10 月に確か。そして私たちの会でもそのチラシはいただいたんですけど、ちょうど 10 月頃はいろいろ行事が多すぎて、これ行けないね、なんて言って、いつもそういうような時期と重なってしまったんです。

森林環境総務課長：

ちなみに今年度は 11 月 3 日と 4 日の 2 日で開催しまして、こちらは天候に恵まれましたので 50 名ぐらいの参加でした。

委員：

今年は多かったですか。

森林環境総務課長：

今年はお陰様で予定どおりの人数でした。

委員長：

29 年度事業の実施につきまして、ほかにご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

それではないようですので、議事(3)、基金の管理状況についての議題に移りたいと思います。

このことにつきまして事務局からご説明をお願いします。

(3) 基金の管理状況について

事務局：

(森林環境総務課長から資料 5 により説明)

委員長：

いろいろといろんなところが関連し合っていて、なかなか複雑なんですけれども、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員の皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

29 年度と比べて 30 年度の税収見込みも 2 億 7 千万円余りということで、前年並みか、それ以上ということで、執行予定額も 3 億円、この F の部分ですね、3 億円前後ということで、おおむね昨年度と今年度が同じような予算規模ということで理解してよろしいのでしょうかね。年度の繰越等があつて、前年度の事業が今年度にずれ込んだりして、予算執行が少し年度をまたがるというようなことがあつて複雑になっているようですけれども、おおむね 30 年度は 29 年度と同じような予算規模で進められるというような説明だと思います。

特にご意見等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、一応用意された議題としては議事(3)までが議題ですけれども、議事(4)、その他ということで、資料等のご用意もあるようですので、事務局からご説明をお願いします。

(4) その他（国の森林環境税（仮称）および森林環境譲与税（仮称）について）

事務局：

(森林環境総務課長から資料 6 により説明)

委員長：

はい、ありがとうございます。

非常にすっきりと分かりやすくまとめて下さったと思います。

何かこの件につきましてご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

森林管理につきましては、いろんな権限や、いろんなものが、予算も含めて国から県へ、県から市町村へというふうにおろされる方向にありまして、この森林管理システムも典型的な地方分権の流れに乗ったものだというふうに思います。市町村が森林管理の主体になっていくということに関して、市町村というのは地域によって、あるいは市町村によって非常に規模も様々、森林のありようも様々という中で、国がこういう制度を決めて、地域でやっていくということは非常に文字通り自分のところの問題を県と協力を受けながら、自分で解決していくというようなことも問われるわけで、そういう意味ではまさしく地域の問題、森林は地域の資源というふうに位置付けられつつあるというふうに感じると思います。

皆さんからご意見、ご質問、あるいはご感想でも結構ですけれども、何かありませんか。

実は私、この 9 月頃まで埼玉県森林審議会の議長をやらせていただきまして、やっぱりこの譲与税とか、新たな森林管理システムについて、特に議題ではないんですけど、いつも毎回必ず話題に上りま

して、その中で本当に、例えば森林所有者が市町村に預けるということがどのぐらい起こるんだろうとか、市町村がそれを預かって、一体本当に管理できるんだろうとか、不透明なところはいろいろあるんですけども、こういう形が動き始めて、とりあえず方向付けがなされているということで、どこもいろいろ手探り状態でやっているというような感じがします。

それで、一方で私、文京区にも係わっておりまして、2年ほど前に文京区で森林講座というのを4回連続でやらせていただきました、その中で定員40のところ、実はこれ有料で4回聞くと4千円お金を取る講座だったんですけども、60人ぐらい応募がありましたね。普通、区民講座って女性が9割ぐらいいるのが普通なんですけれども、女性6割、男性4割という、ある意味、区民講座にしては異例なというふうに言われてましてね。それに実は蓋を開けてみて、最後にいろいろ皆さんにちょっと聞いてみたら、40人の中に森林所有者が8人ほど混じってまして、もちろん文京区じゃなくて自分の親の故郷とか、森林をどうしたらいいかいろいろ悩んでいて、何か参考になるかもしれないと思って参加したというような方が少なからずいらっしゃいました。

この国の森林環境税は人口割というところがありまして、都内に管理すべき森林というのがないものですから、この人口割で結構な予算が来る分を普及啓発とか、木材の利用推進とかという形で使っていくということの、ある意味どの自治体、都会の自治体にも宿題のように課されておりまして、そのために私がちょっと思い付くことは、どこか中山間地の森林の豊かな所と姉妹提携でもして、例えば森林環境教育を区民、都民を連れてそっちの方のいろんな自然環境を使わせていただくとか、そういうことも含めてこの環境税を有効利用するなんていうことを、都会と中山間地で知恵を出し合う時代じゃないかというわけですね。

ついでに言うならば、例えば山梨県側が東京のどこかと姉妹提携をして、山梨県産材が東京のどこかで太いパイプで繋がっていくとか、知恵の出し方で有効にこの税金の趣旨が反映されるというようなことが考えられるんじゃないかと。まさしく私どもが、これから地方の時代、知恵を出すボトムアップの時代というふうに申し上げたんですけども、なかなか本当に地域によって森林に係わる事情というのは様々なものですから、周りを見てどうしたらいいだろうと考えているだけだと時間ばかり過ぎていきますので、能動的に自分の問題として考えるというような、正にいい課題として皆さんで考える機会になればというふうに考える次第です。

今この国の森林環境税ですね、今日いろいろご説明いただいた県の森林環境税と、そろそろ議題も大体終わりなんですけども、委員の皆さん、今回初めて就任された方もいらっしゃると思うんですけども、何か要望、あるいは県の森林行政、森林施策についてでも結構ですので、この機会に何かご意見、ご質問等あればおっしゃっていただければと思いますけども。

委員：

森林環境保全基金について、余りそういった知識もなくて今回、こういう委員になるということで興味を持ちまして、先日、現場見学会のご案内もいただきましたので、ちょうど年頃の子どもがいるものですので一緒に行ってきました、実際木を間伐するところとか、そしてその木を細かくして温泉の熱を出してとか、いろんな使い方について実際に触れることができました、やっぱり山梨の森林資源というのは非常に豊かなものがありますので、これをうまく収益に繋げるというか、やっぱりそういうことも非常に大切なことというふうに思っています。

実際今回この資料をいただいて、こんなにいろんな取り組みを基金でこんなふうに行っているんだということを、本当に勉強したばかりというような状況ですけども、これから周りの仲間であったり、いろ

んな方に県内のこういったいろんな森林の保全について啓蒙と言ったらおかしいですけど、いろいろご紹介していけたらいいかなというふうに思っています。

委員長：

ありがとうございます。

委員：

森林環境税というのが 500 円というのは、やっぱり浸透してきたと思いますね、払わなくてはいけないんだねとか。今度それが倍になるということですね。それをみんなに周知徹底していく。こういう「木もれ日」とか、いろいろありますけどね。ようやく 500 円が浸透したような感じで、今度倍になるということで、その辺の何か徹底方法とかありますか。

森林環境総務課長：

まず国の森林環境税です。平成 36 年度から導入されるんですが、実をいいますと 1,000 円なんですが、今 1,000 円分を別の形で負担している格好になっているんです。といいますのは、住民税として東日本大震災に関連する防災対策という別の目的で、市町村民税 500 円、県民税 500 円、合わせて 1,000 円、これを平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間、上乘せで負担していただいております。その 1,000 円分が実はそのまま国の森林環境税の 1,000 円分に移行するといっただけですけども、そういった形になりますので、負担が 36 年度で増えるというわけではないんです。

その場合の負担は県の森林環境税が 500 円、国の森林環境税が 1,000 円ですから 1,500 円になります。県の森林環境税につきましては、実績を「木もれ日」という雑誌で 2 万部ですが広報誌として発行し、ホームページにも掲載させていただいております。このほか、イベント等のパネルで税の使い道等を広報させていただいておりますし、その他法人会さんには甲府法人会だよりというような雑誌の方にも掲載させていただいておりますし、ほかの雑誌でも可能な限り皆様方の目に触れる機会を多くしたいという考え方から広報させていただいております。

委員長：

委員は自治体からいらっしゃって、今回のこの環境税、いろいろと一番現場に近いというお立場になるかと思うんですけども、その辺、もし何かありましたら一言いただけますか。

委員：

当市では市議員なんかも、この環境税というところかなり興味を持って、今の県で徴収している 500 円分の事業についても毎年議会の一般質問で数名から意見をいただいているところです。また、国から今度始まる環境税につきましてもどういった内容なのか、どういった事業なのかというものの関心がありまして、それにつきましても県の方からの指導をいただいて説明しているところです。

先日の 11 月議会でも、これにつきましては全員協議会の中で資料請求と、今までのやった実績等につきましても資料を提出して説明したところです。ただ、当市につきましても、他の地域とちょっと違うのかなというところがあるんですけども、ちょっと山奥の方につきましては道路とか、そういった家に近い所の森林とか、要は所有者が民の方なんですけども、そういった所の木がかなり大きくなって、日陰

になり、冬等については凍結等になるので、そういったものを切っただけというご意見があります。

ただ今の事業内容でいきますと、そういう事業の方にはちょっと県ができないのかなということで、今そういった内容につきましても県の方に要望を出しながら今後やっていきたいなと思っています。

これにつきましては中銀の方、また金融の方もかなり関心を持っていますので、また今日この内容を詳しく聞きましたので、多分また3月、今から議会等もあります。そういった求められていますのでそういったところで話しをしていきたいというふうに思っています。

委員長：

はい、ありがとうございます。

ほかに委員の方、何か発言、ご意見等ありませんでしょうか。

それではこれで私の進行の役割を返上したいと思います。

皆様にはいろいろ活発なご意見をいただきましてありがとうございました。

議事の進行にご協力ありがとうございました。

それでは司会にお戻しさせていただきます。

司会：

委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきありがとうございました。

林務長のから一言あります。

林務長：

今日は長時間ありがとうございました。いただいた意見をまた生かしていくように、県でも考えていきたいと思っています。最後の説明にもありました譲与税につきましては、これから法案が年度末に通って、来年度から動き出します。また、新たな森林経営管理システムのなかで市町村が行う森林所有者の意向調査というものがどういった形になっていくか、この状況を踏まえながら、県の方も34年度からの第3期計画を考えなければなりませんので、まずは市町村がこの譲与税をどのように使っていくのかといったところを注視していくとともに、いろいろな助言をさせていただきながら、両方を活用して県の森林が水源のかん養や土砂の流出防備など様々な公益的機能を発揮していくよう事業を進めていきたいと考えています。また、先ほど委員からも最後に意見をいただきましたように、豊富な森林資源を生かした林業の成長産業化といったところも大きな課題ですので、収益を上げていき、資源の循環利益を図っていく。こういったものも同時に県としては進めていこうと考えておりますので、また引き続き、会議へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今日は本当にありがとうございました。

司会：

以上をもちまして閉会とします。

長時間にわたりありがとうございました。